

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当る日は、  
日か休日は、  
の翌日)

## 目次

◇条 例 恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例  
特別職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例  
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部  
を改正する条例  
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例  
等の一部を改正する条例  
職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例

## 条 例

恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三十三号

恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏

員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、  
昭和四十三年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつて

いる給料年額(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受け  
る妻及び子に係る退職年金及び遺族年金については、恩給の年額の昭和

四十二年改定に関する条例(昭和四十二年十月鳥取県条例第二十七号。

以下「条例第二十七号」という。)第一条第一項第二号及び第二項の規

定を適用しないとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき

給料年額。以下同じ。)にそれぞれ対応する別表第一の仮定給料年額を

退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を

行なわない。

2 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に

ついて前項の規定を適用する場合には、別表第一の仮定給料年額

に、その年額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額(七十

歳以上の者に係る退職年金又は遺族年金にあつては、同表の第二欄に掲

げる金額)を加えた額を退職又は死亡当時の給料年額とみなす。

3 第一項の退職年金又は遺族年金を受ける者がこの条例施行後六十五歳

又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の遺族年金を受ける妻又は子が

六十五歳に達したときを除く。)は、その日の属する月の翌月分以降、

その年額を、この条例施行の際六十五歳又は七十歳に達していたとした

ならば、前二項の規定により改定年額となるべきであつた年額に改定す

る。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改

定を行なわない。

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第二条 昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。)した県吏員等又はこれらの者の遺族として退職年金又は遺族年金を受ける者(第三項に規定する者を除く。)については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則(以下「旧給与条例等」という。)がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者が旧給与条例等の規定により受けるべきであった退職年金又は遺族年金について恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十二号)第一条及び条例第二十七号第一条第一項第一号の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に係る退職年金又は遺族年金については、当該仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る退職年金又は遺族年金にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職した県吏員等又はこ

れらの者の遺族で、条例第二十七号第二条第一項又は第三項の規定により退職年金又は遺族年金の年額を改定されたものに給する退職年金又は遺族年金の年額の改定について準用する。

(遺族年金の改定に関する経過措置)

第三条 前二条の規定による改定年額の計算について恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第四号表又は別表第五号表の規定を準用する場合においては、これらの表中、別表第三(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者(遺族年金を受ける妻及び子を除く。)に係る遺族年金にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に係る遺族年金にあつては同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る遺族年金にあつては同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2 遺族年金に関する前二条の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうち年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給年額の改定は、第二条第一項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

別表第一

と  
恩  
給  
な  
年  
つ  
額  
て  
の  
計  
算  
の  
給  
料  
の  
基  
礎  
年  
額

一一三、五〇〇
一一六、六〇〇
一一九、四〇〇
一二三、二〇〇
一二五、五〇〇
一二九、九〇〇
一三六、二〇〇
一四二、八〇〇
一四九、三〇〇
一五六、〇〇〇
一六二、五〇〇
一六九、一〇〇
一七三、四〇〇
一七七、五〇〇
一八二、四〇〇
一八九、三〇〇
一九五、一〇〇
二〇〇、八〇〇
二〇七、五〇〇
二一四、三〇〇
二二一、七〇〇
二二九、一〇〇
二三八、五〇〇
二四四、二〇〇
二五一、九〇〇

仮  
定  
給  
料  
年  
額

一二三、八〇〇
一二七、二〇〇
一三〇、二〇〇
一三四、四〇〇
一三六、九〇〇
一四一、七〇〇
一四八、六〇〇
一五五、八〇〇
一六二、八〇〇
一七〇、二〇〇
一七七、二〇〇
一八四、四〇〇
一八九、一〇〇
一九三、七〇〇
一九九、〇〇〇
二〇六、五〇〇
二一二、九〇〇
二一九、〇〇〇
二二六、三〇〇
二三三、八〇〇
二四一、八〇〇
二五〇、〇〇〇
二六〇、二〇〇
二六六、四〇〇
二七四、八〇〇

二五九、三〇〇  
 二七四、一〇〇  
 二七八、〇〇〇  
 二八九、二〇〇  
 三〇四、三〇〇  
 三二〇、九〇〇  
 三二九、三〇〇  
 三三七、四〇〇  
 三四九、〇〇〇  
 三五五、七〇〇  
 三七五、五〇〇  
 三八五、三〇〇  
 三九五、五〇〇  
 四一五、三〇〇  
 四三五、二〇〇  
 四四〇、三〇〇  
 四五六、七〇〇  
 四八〇、〇〇〇  
 五〇三、一〇〇  
 五一七、四〇〇  
 五三一、四〇〇  
 五五九、六〇〇  
 五八七、八〇〇  
 五九三、五〇〇  
 六一五、九〇〇  
 六四四、二〇〇  
 六七二、四〇〇  
 七〇〇、五〇〇  
 七一八、二〇〇

二八二、八〇〇  
 二九九、〇〇〇  
 三〇三、二〇〇  
 三一五、五〇〇  
 三三一、九〇〇  
 三五〇、〇〇〇  
 三五九、三〇〇  
 三六八、〇〇〇  
 三八〇、八〇〇  
 三八八、一〇〇  
 四〇九、七〇〇  
 四二〇、四〇〇  
 四三一、四〇〇  
 四五三、〇〇〇  
 四七四、七〇〇  
 四八〇、四〇〇  
 四九八、二〇〇  
 五二三、七〇〇  
 五四八、九〇〇  
 五六四、五〇〇  
 五七九、七〇〇  
 六一〇、四〇〇  
 六四一、三〇〇  
 六四七、四〇〇  
 六七一、九〇〇  
 七〇二、七〇〇  
 七三三、六〇〇  
 七六四、二〇〇  
 七八三、五〇〇

一、	七三七、一〇〇	一、	八〇四、一〇〇
一、	七七三、五〇〇	一、	八四三、八〇〇
一、	八一〇、三〇〇	一、	八八三、九〇〇
一、	八二八、七〇〇	一、	九〇四、一〇〇
一、	八四六、七〇〇	一、	九二三、六〇〇
一、	八八三、一〇〇	一、	九六三、四〇〇
一、	八九九、八〇〇	一、	九八一、六〇〇
一、	九一九、六〇〇	一、	〇〇三、二〇〇
一、	九五六、一〇〇	一、	〇四三、〇〇〇
一、	九九五、八〇〇	一、	〇八六、四〇〇
一、	〇一六、三〇〇	一、	一〇八、七〇〇
一、	〇三五、七〇〇	一、	一二九、八〇〇
一、	〇五六、〇〇〇	一、	一五二、〇〇〇
一、	〇七五、六〇〇	一、	一七三、四〇〇
一、	一一五、三〇〇	一、	二一六、七〇〇
一、	一五五、〇〇〇	一、	二六〇、〇〇〇
一、	一七四、六〇〇	一、	二八一、四〇〇
一、	一九四、八〇〇	一、	三〇三、四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一一三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

別表第二

<p>         一、二、三、八〇〇          一、二、七、二〇〇          一、三、〇、二〇〇          一、三、四、四〇〇          一、三、六、九〇〇          一、四、一、七〇〇          一、四、八、六〇〇          一、五、五、八〇〇          一、六、二、八〇〇          一、七、〇、二〇〇          一、七、七、二〇〇          一、八、四、四〇〇          一、八、九、一〇〇          一、九、三、七〇〇          一、九、九、〇〇〇          二、〇、六、五〇〇          二、一、二、九〇〇          二、一、九、〇〇〇          二、二、六、三〇〇          二、三、三、八〇〇          二、四、一、八〇〇          二、四、〇、〇〇〇          二、五、〇、〇〇〇          二、五、〇、〇〇〇          二、六、〇、〇〇〇          二、六、〇、〇〇〇          二、七、〇、〇〇〇          二、七、〇、〇〇〇          二、八、〇、〇〇〇          二、八、〇、〇〇〇       </p>	仮 定 給 料 年 額 円
<p>         一、〇、一〇〇          一、九、五〇〇          一、八、九〇〇          一、八、四〇〇          一、七、七〇〇          一、七、一〇〇          一、六、五〇〇          一、六、〇〇〇          一、五、五〇〇          一、五、〇〇〇          一、四、六〇〇          一、四、一〇〇          一、三、七〇〇          一、三、四〇〇          一、三、一〇〇          一、二、六〇〇          一、二、〇〇〇          一、一、六〇〇          一、一、〇〇〇          一、〇、五〇〇          一、〇、〇〇〇          九、七〇〇          九、五〇〇          九、二〇〇          九、〇〇〇          八、八〇〇       </p>	第 一 欄 円
<p>         三、五、四〇〇          三、四、四〇〇          三、三、三〇〇          三、二、五〇〇          三、一、二〇〇          三、〇、二〇〇          二、九、二〇〇          二、八、三〇〇          二、七、四〇〇          二、六、六〇〇          二、五、八〇〇          二、四、八〇〇          二、四、二〇〇          二、三、七〇〇          二、三、一〇〇          二、二、二〇〇          二、一、二〇〇          二、〇、四〇〇          一、九、四〇〇          一、八、五〇〇          一、七、七〇〇          一、七、一〇〇          一、六、八〇〇          一、六、三〇〇          一、五、九〇〇          一、五、五〇〇       </p>	第 二 欄 円

二九九、〇〇〇  
 三〇三、二〇〇  
 三一五、五〇〇  
 三三一、九〇〇  
 三五〇、〇〇〇  
 三五九、三〇〇  
 三六八、〇〇〇  
 三八〇、八〇〇  
 三八八、一〇〇  
 四〇九、七〇〇  
 四二〇、四〇〇  
 四三一、四〇〇  
 四五三、〇〇〇  
 四七四、七〇〇  
 四八〇、四〇〇  
 四九八、二〇〇  
 五二三、七〇〇  
 五四八、九〇〇  
 五六四、五〇〇  
 五七九、七〇〇  
 六一〇、四〇〇  
 六四一、三〇〇  
 六四七、四〇〇  
 六七一、九〇〇  
 七〇二、七〇〇  
 七三三、六〇〇  
 七六四、二〇〇  
 七八三、五〇〇  
 八〇四、一〇〇

二一、二〇〇  
 二一、五〇〇  
 二二、三〇〇  
 二三、五〇〇  
 二四、八〇〇  
 二五、四〇〇  
 二六、一〇〇  
 二六、九〇〇  
 二七、五〇〇  
 二九、〇〇〇  
 二九、七〇〇  
 三〇、六〇〇  
 三二、一〇〇  
 三三、六〇〇  
 三四、〇〇〇  
 三五、三〇〇  
 三七、一〇〇  
 三八、九〇〇  
 四〇、〇〇〇  
 四一、〇〇〇  
 四二、一〇〇  
 四三、三〇〇  
 四五、四〇〇  
 四五、九〇〇  
 四七、六〇〇  
 四九、八〇〇  
 五一、九〇〇  
 五四、〇〇〇  
 五五、〇〇〇  
 五五、五〇〇  
 五七、〇〇〇

三七、四〇〇  
 三七、九〇〇  
 三九、四〇〇  
 四一、五〇〇  
 四三、八〇〇  
 四四、九〇〇  
 四六、〇〇〇  
 四七、六〇〇  
 四八、五〇〇  
 五一、二〇〇  
 五二、五〇〇  
 五三、九〇〇  
 五六、六〇〇  
 五九、四〇〇  
 六〇、〇〇〇  
 六二、三〇〇  
 六五、四〇〇  
 六八、六〇〇  
 七〇、五〇〇  
 七二、五〇〇  
 七六、三〇〇  
 八〇、一〇〇  
 八〇、九〇〇  
 八四、〇〇〇  
 八七、九〇〇  
 九一、七〇〇  
 九五、五〇〇  
 九七、九〇〇  
 一〇〇、五〇〇

仮定給料年額が一二三、八〇〇円未満の場合又は一、三〇三、四〇〇円をこえる場合に  
 おいては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料  
 年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときは  
 これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものと  
 する。)と仮定給料年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額  
 は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額に百分の百三十五を乗じて得た額(そ  
 の額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があ  
 るときはこれを百円に切り上げるものとする。)と仮定給料年額との差額に相当する額と  
 する。

八四三、八〇〇  
 八八三、九〇〇  
 九〇四、一〇〇  
 九二三、六〇〇  
 九六三、四〇〇  
 九八一、六〇〇  
 一、〇〇三、二〇〇  
 一、〇四三、〇〇〇  
 一、〇八六、四〇〇  
 一、一〇八、七〇〇  
 一、一二九、八〇〇  
 一、一五二、〇〇〇  
 一、一七三、四〇〇  
 一、二一六、七〇〇  
 一、二六〇、〇〇〇  
 一、二八一、四〇〇  
 一、三〇三、四〇〇

五九、八〇〇  
 六二、六〇〇  
 六四、〇〇〇  
 六五、五〇〇  
 六八、二〇〇  
 六九、五〇〇  
 七一、一〇〇  
 七三、九〇〇  
 七六、九〇〇  
 七八、五〇〇  
 八〇、〇〇〇  
 八一、六〇〇  
 八三、一〇〇  
 八六、二〇〇  
 八九、三〇〇  
 九〇、七〇〇  
 九二、四〇〇

一〇五、五〇〇  
 一一〇、五〇〇  
 一一三、〇〇〇  
 一一五、五〇〇  
 一二〇、四〇〇  
 一二二、七〇〇  
 一二五、四〇〇  
 一三〇、四〇〇  
 一三五、八〇〇  
 一三八、六〇〇  
 一四一、二〇〇  
 一四四、〇〇〇  
 一四六、六〇〇  
 一五二、一〇〇  
 一五七、五〇〇  
 一六〇、一〇〇  
 一六三、〇〇〇



別表第三

(1) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料に相当する遺族年金の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇 五八五、六〇〇 五五九、九〇〇 五三九、五〇〇 三七七、五〇〇 三五九、五〇〇 三二三、四〇〇 二六二、九〇〇 二五二、七〇〇 二三五、七〇〇 二二九、〇〇〇 二二二、〇〇〇 一九四、八〇〇 一七三、一〇〇 一六五、八〇〇 一六一、四〇〇 一五七、六〇〇 一五三、七〇〇 一四七、七〇〇 一四一、八〇〇 一二九、八〇〇 九三、四五七	七六四、二〇〇 七〇二、七〇〇 六七一、九〇〇 六四七、四〇〇 四五三、〇〇〇 四三一、四〇〇 三八八、一〇〇 三一五、五〇〇 三〇三、二〇〇 二八二、八〇〇 二七四、八〇〇 二六六、四〇〇 二三三、八〇〇 二〇六、五〇〇 一九九、〇〇〇 一九三、七〇〇 一八九、一〇〇 一八四、四〇〇 一七七、二〇〇 一七〇、二〇〇 一五五、八〇〇 一一二、一七八	八一八、三〇〇 七五二、五〇〇 七一九、五〇〇 六九三、三〇〇 四八五、一〇〇 四六二、〇〇〇 四一五、六〇〇 三三七、八〇〇 三二四、七〇〇 三〇二、九〇〇 二九四、三〇〇 二八五、三〇〇 二五〇、三〇〇 二二一、一〇〇 二一三、一〇〇 二〇七、四〇〇 二〇二、五〇〇 一九七、五〇〇 一八九、八〇〇 一八二、二〇〇 一六六、八〇〇 一二〇、〇九六	八五九、七〇〇 七九〇、六〇〇 七五五、九〇〇 七二八、三〇〇 五〇九、六〇〇 四八五、三〇〇 四三六、六〇〇 三五四、九〇〇 三四一、一〇〇 三一八、二〇〇 三〇九、二〇〇 二九九、七〇〇 二六三、〇〇〇 二三二、三〇〇 二二三、八〇〇 二一七、九〇〇 二一二、八〇〇 二〇七、五〇〇 一九九、四〇〇 一九一、四〇〇 一七五、二〇〇 一二六、一四四

(四) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料に相当する遺族年金の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇 五八五、六〇〇 五五九、九〇〇 五三九、五〇〇 三七七、五〇〇 三二三、四〇〇 三〇六、七〇〇 二五二、七〇〇 二三五、七〇〇 二二二、〇〇〇 二〇八、三〇〇 一九四、八〇〇 一八八、六〇〇 一七七、四〇〇 一五七、六〇〇 一五三、七〇〇 一四七、七〇〇 一四一、八〇〇 一二九、八〇〇 五六、〇三一	七六四、二〇〇 七〇二、七〇〇 六七一、九〇〇 六四七、四〇〇 四五三、〇〇〇 三八八、一〇〇 三六八、〇〇〇 三〇三、二〇〇 二八二、八〇〇 二六六、四〇〇 二五〇、〇〇〇 二三三、八〇〇 二二六、三〇〇 二二二、九〇〇 一八九、一〇〇 一八四、四〇〇 一七七、二〇〇 一七〇、二〇〇 一五五、八〇〇 六七、二五五	八一八、三〇〇 七五二、五〇〇 七一九、五〇〇 六九三、三〇〇 四八五、一〇〇 四一五、六〇〇 三九四、一〇〇 三二四、七〇〇 三〇二、九〇〇 二八五、三〇〇 二六七、七〇〇 二五〇、三〇〇 二四二、四〇〇 二二八、〇〇〇 二〇二、五〇〇 一九七、五〇〇 一八九、八〇〇 一八二、二〇〇 一六六、八〇〇 七二、〇〇二	八五九、七〇〇 七九〇、六〇〇 七五五、九〇〇 七二八、三〇〇 五〇九、六〇〇 四三六、六〇〇 四一四、〇〇〇 三四一、一〇〇 三一八、二〇〇 二九九、七〇〇 二八二、二〇〇 二六三、〇〇〇 二五四、六〇〇 二三九、五〇〇 二二二、八〇〇 二〇七、五〇〇 一九九、四〇〇 一九一、四〇〇 一七五、二〇〇 七五、六二八

00260

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中	審査分会長	一選挙につき一、二〇〇円
	選挙立会人	一日につき一、二〇〇円
	審査分会立会人	三五〇円

を

審査分会長	一、五〇〇円
選挙会立人	一、二〇〇円
審査分会立会人	一、二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「その月数の二分の一に相当する月数」の下に「(同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」を加える。

附則第十二項中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

附則第十三項中「附則第十八項の特殊退職」の下に「及び附則第十九項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職」を加える。

附則第十五項中「再び」を削る。

附則第十六項中「附則第十八項の特殊退職」の下に「及び附則第十九項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職」を加える。

附則第十七項各号列記以外の部分中「再び職員となり、」を「職員」に改め、同項第二号中「又は第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」

を「若しくは第五条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当」に改め、「次項において」を削る。

附則第十八項第二号中「職員」の下に「又は他の公務員」を、「要請を受けて」の下に「職員又は」を、「その翌日に」の下に「職員又は」を、「場合」の下に「(前号に該当する場合を除く。)」を加える。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項の次に次の一項を加える。

19 職員又は他の公務員から引き続き職員となつた者のうち、職員としての引き続きいた在職期間、(その者が当該在職期間において国家公務員等退職手当法第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日(当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日)以後の職員としての引き続きいた在職期間に限る。)中において、昭和三十七年十一月三十日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額については、附則第十七項の規定の例による。

#### 附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第四項の改正規定は、昭和四十三年十二月十四日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(同条例第九条

第四項を除く。)の規定は、昭和四十三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県条例第三十六号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する

#### 条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

#### (経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。この場合において、退職年

金の支給年額については、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）附則第十二条後段の規定の例による。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三十七号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正）

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表九級の項身体障害の欄に次の二号を加える。

一三 精神に障害を残し、服することができ、労務が相当な程度に制限されるもの

一四 神経系統の機能に障害を残し、服することができ、労務が相当な程度に制限されるもの

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項各号中「月の翌月」を「月後最初の障害給付年金又は遺族給付年金の支払期月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年八月一日から適用する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三十八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（職員団体の業務にもつら従事する職員の給与）

第十二条の三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

(職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例の廃止)

第三条 職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和四十三年十二月十四日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】